

平成29年白老町議会定例会9月会議会議録（第4号）

平成29年9月22日（金曜日）

開 議 午前10時20分

散 会 午後 0時03分

○議事日程 第4号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 議案第 1号 平成29年度白老町一般会計補正予算（第3号）
- 第 4 議案第 2号 平成29年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 5 議案第 3号 平成29年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第 4号 白老町自治基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 5号 白老町墓園条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 6号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 第 9 議案第 7号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第10 議案第 8号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 第11 議案第10号 町道路線の認定について
- 第12 議案第11号 白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第13 報告第 6号 例月出納検査の結果報告について
- 第14 報告第 7号 教育行政事業執行状況報告書（平成28年度対象）の提出について
- 第15 特別委員会の審査結果報告について（決算審査特別委員会）
 - 認定第 1号 平成28年度白老町各会計歳入歳出決算認定について
 - (1) 平成28年度白老町一般会計歳入歳出決算
 - (2) 平成28年度白老町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
 - (3) 平成28年度白老町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
 - (4) 平成28年度白老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
 - (5) 平成28年度白老町学校給食特別会計歳入歳出決算
 - (6) 平成28年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計歳入歳出決算
 - (7) 平成28年度白老町墓園造成事業特別会計歳入歳出決算
 - (8) 平成28年度白老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
 - (9) 平成28年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算
 - (10) 平成28年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算
 - 認定第 2号 平成28年度白老町水道事業会計決算認定について
 - 認定第 3号 平成28年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について
 - 報告第 1号 平成28年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について

報告第 2号 平成28年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について

報告第 3号 平成28年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について

第16 承認第 1号 議員の派遣承認について

第17 意見書案第7号 JR北海道の鉄道維持・存続に対して国の支援拡充を求める意見書
(案)

第18 常任委員会所管事務調査の報告について
(総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会、広報広聴常任委員会)

第19 諸般の報告
(次期所管事務調査の報告、要望書等の配付)

第20 休会について

○追加日程

第 1 平成29年度白老町一般会計補正予算(第3号)の取り扱いについて

○会議に付した事件

議案第 1号 平成29年度白老町一般会計補正予算(第3号)

議案第 2号 平成29年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第 3号 平成29年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第 4号 白老町自治基本条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5号 白老町墓園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

議案第 7号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

議案第 8号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

議案第10号 町道路線の認定について

議案第11号 白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて

報告第 6号 例月出納検査の結果報告について

報告第 7号 教育行政事業執行状況報告書(平成28年度対象)の提出について
特別委員会の審査結果報告について(決算審査特別委員会)

認定第 1号 平成28年度白老町各会計歳入歳出決算認定について

(1) 平成28年度白老町一般会計歳入歳出決算

(2) 平成28年度白老町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

(3) 平成28年度白老町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算

(4) 平成28年度白老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

(5) 平成28年度白老町学校給食特別会計歳入歳出決算

(6) 平成28年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計歳入歳出決算

(7) 平成28年度白老町墓園造成事業特別会計歳入歳出決算

- (8) 平成28年度白老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
 (9) 平成28年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算
 (10) 平成28年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算
 認定第 2号 平成28年度白老町水道事業会計決算認定について
 認定第 3号 平成28年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について
 報告第 1号 平成28年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について
 報告第 2号 平成28年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について
 報告第 3号 平成28年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類
 の提出について
 承認第 1号 議員の派遣承認について
 意見書案第7号 JR北海道の鉄道維持・存続に対して国の支援拡充を求める意見書(案)
 常任委員会所管事務調査の報告について(総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会、広報
 広聴常任委員会)
 平成29年度白老町一般会計補正予算(第3号)の取り扱いについて
-

○出席議員(14名)

1番 山田和子君	2番 小西秀延君
3番 吉谷一孝君	4番 広地紀彰君
5番 吉田和子君	6番 氏家裕治君
7番 森哲也君	8番 大淵紀夫君
9番 及川保君	10番 本間広朗君
11番 西田祐子君	12番 松田謙吾君
13番 前田博之君	14番 山本浩平君

○欠席議員(なし)

○会議録署名議員

7番 森哲也君	8番 大淵紀夫君
9番 及川保君	

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	戸田安彦君
副町長	古俣博之君
副町長	岩城達己君
教育長	安藤尚志君
総務課長	岡村幸男君
財政課長	大黒克己君

企 画 課 長	高 尾 利 弘 君
象徴空間整備統括監	笠 卷 周一郎 君
経 済 振 興 課 長	森 玉 樹 君
農 林 水 産 課 長	本 間 力 君
生 活 環 境 課 長	山 本 康 正 君
町 民 課 長	畑 田 正 明 君
税 務 課 長	久 保 雅 計 君
上 下 水 道 課 長	工 藤 智 寿 君
建 設 課 長	小 関 雄 司 君
健 康 福 祉 課 長	下 河 勇 生 君
高 齢 者 介 護 課 長	田 尻 康 子 君
学 校 教 育 課 長	岩 本 寿 彦 君
生 涯 学 習 課 長	武 永 真 君
消 防 長	越 前 寿 君
病 院 事 務 長	野 宮 淳 史 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 橋 裕 明 君
主 査	増 田 宏 仁 君

◎開議の宣告

- 議長（山本浩平君） ただいまから休会前に引き続き議会を開催いたします。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時20分）

◎会議録署名議員の指名

- 議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、7番、森哲也議員、8番、大淵紀夫議員、9番、及川保議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議会運営委員長報告

- 議長（山本浩平君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から本日の再開前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許可します。

議会運営委員会吉田和子委員長。

〔議会運営委員会委員長 吉田和子君登壇〕

- 議会運営委員会委員長（吉田和子君） 議長の許可をいただきましたので、本日の会議前に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会での協議事項は、定例会9月会議の運営に関する件であります。

審議当日の配付としている議案第11号の人事に係る議案1件について、古俣副町長から説明があり、いずれも、本日の議事日程といたしました。

また、台風第18号の災害対応における補正予算の専決処分について、財政課長から説明があり、専決処分が行われた場合、本日の議案第1号 平成29年度白老町一般会計補正予算（第3号）の取り扱いについて、日程を追加し、追加日程第1として、その取り扱いをお諮りすることとなりました。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

- 議長（山本浩平君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

◎議案第1号 平成29年度白老町一般会計補正予算（第3号）

- 議長（山本浩平君） 日程第3、議案第1号 平成29年度白老町一般会計補正予算（第3号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○**財政課長（大黒克巳君）** 議案第1号でございます。議1—1をお開き願います。平成29年度白老町一般会計補正予算（第3号）。

平成29年度白老町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,876万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億195万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月8日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○**議長（山本浩平君）** 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（山本浩平君）** 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（山本浩平君）** 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 平成29年度白老町一般会計補正予算（第3号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○**議長（山本浩平君）** 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加について

○**議長（山本浩平君）** 日程第4に入る前にお諮りいたします。

議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、一般会計補正予算（第3号）の取り扱いについて、これを日程に追加し、追加日程第1として議題に供したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（山本浩平君）** ご異議なしと認めます。

よって、平成29年度白老町一般会計補正予算（第3号）の取り扱いについてを日程に追加し、追加日程第1として議題に供することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時28分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

それでは、担当課の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） それでは、少々お時間をいただきまして、平成29年度白老町一般会計補正予算（第3号）の取り扱いについてご説明をさせていただきたいと思っております。

ただいま一般会計補正予算（第3号）につきまして可決いただいたところでございますが、先般の8月17日から18日にかけての台風第18号に係る災害対策費の経費について、16日から作業を進めておりますけれども、実際その段階での予算がまだ計上されていないということで、これにつきましては16日にさかのぼって補正予算を組まなければならないという状況でございます。なおかつ、この災害対策につきましてはあくまで専決予算ということでやらせていただくこととなりますが、現在の3号の前にこの災害対策の補正を専決で組み込まなければならないということで、実質はそれが3号になって、今回可決いただきました3号は繰り下がって4号になる。また、今回の補正の議案の補正前の額あるいは合計の数値も計数整理が必要になってきますので、この件につきまして議会のご承認をいただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（山本浩平君） 説明が終わりました。

◎平成29年度白老町一般会計補正予算（第3号）の取り扱い について

○議長（山本浩平君） 追加日程第1、議案第1号 平成29年度白老町一般会計補正予算（第3号）の取り扱いについてお諮りいたします。

一般会計補正予算（第3号）の補正額については、そのままの議決といたしますが、台風18号による災害復旧費が専決予算として16日付で組まれる予定であることから、その場合には本補正予算の番号、既定予算の額及び計の欄に所要の計数整理を行い、修正することを議長の議事整理権で整理することを委任願いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それでは、そのように取り扱わせていただきます。

◎議案第2号 平成29年度白老町国民健康保険事業特別会計 補正予算（第2号）

○議長（山本浩平君） 日程第4、議案第2号 平成29年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） それでは、議2—1をお開きください。議案第2号でございます。平成29年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。

平成29年度白老町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ612万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億8,152万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月8日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 平成29年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 平成29年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（山本浩平君） 日程第5、議案第3号 平成29年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

工藤上下水道課長。

○上下水道課長（工藤智寿君） 議案第3号でございます。議3—1をお開きください。平成29年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

平成29年度白老町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,835万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億3,267万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成29年9月8日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(山本浩平君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 平成29年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 白老町自治基本条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(山本浩平君) 日程第6、議案第4号 白老町自治基本条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高尾企画課長。

○企画課長(高尾利弘君) それでは、議4-1をお開きください。議案第4号 白老町自治基本条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町自治基本条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年9月8日提出。白老町長。

下段の附則でございます。附則、この条例は、公布の日から施行する。

次のページ、議案説明でございます。本条例第36条第1項の規定に基づき、各条項がこの条

例の理念を踏まえ、本町にふさわしく、社会情勢に適合しているかを検討するため、昨年10月に自治基本条例検証委員会を設置し、本年3月まで同委員会による検証作業を実施したところである。このたび同委員会より、自治基本条例の見直しに関する提言書として提出されたことを受け、この提言内容を検討した結果、提言のとおり見直しを行うべきとの結論に至ったことから、本条例第36条第2項の規定により、本条例の一部を改正するものである。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町自治基本条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(基本理念) 第3条 私たちは、まちづくりの主体として、自らの手で自らのまちを創っていかうとする意思を明確にし、考え行動することで、互いに支えあい、いつまでも安心して暮らすことのできる「しあわせを感じるまち」の実現を目指します。</p> <p>2 略</p> <p>(町政参加の推進) 第9条 町は、まちづくりに町民の意思が反映されるよう町政参加の推進に努めます。 (町民の役割と基本姿勢)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 町民は、お互いを尊重し合い、協力し合うとともに、町との連携協力によるまちづくりを推進するよう努めます。 (議会活動の充実)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議会は、会期外においても、町民の意思の反映を図り、その自主性、自立性に基づき、まちづくりに関する調査研究に努めます。</p> <p>(職員の責務) 第24条 職員は、町民との信頼関係を深め、公正で適正に職務を遂行する責務を有します。</p> <p>2 略</p> <p>(個人情報保護) 第31条 執行機関は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供や管理等について、適切な措置を取るよう努めます。</p> <p>2 略</p> <p>(広域連携) 第32条 執行機関は、他自治体と広域的な連携を積極的に進め、相互に協力して、効率的なまちづくりを推進するよう努めます。</p> <p>2 執行機関は、各分野における様々な取り組みを通じて、町外の人々との人的交流を図り、まちづくりの推進に努めます。</p>	<p>(基本理念) 第3条 私たちは、まちづくりの主体として、自らの手で自らのまちを創っていかうとする意思を明確にし、考え行動することで、互いに支え合い、いつまでも安心して共に生き活きと暮らすことのできる「しあわせを感じるまち」の実現を目指します。</p> <p>2 略</p> <p>(町政参加の推進) 第9条 町は、まちづくりに町民の意思が反映されるよう町政参加を推進します。 (町民の役割と基本姿勢)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 町民は、お互いを尊重し、協力し、支え合うとともに、町との連携協力によるまちづくりを推進するよう努めます。 (議会活動の充実)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議会は、町民の意思の反映を図り、その自主性、自立性に基づき、まちづくりに関する調査研究を推進します。</p> <p>(職員の責務) 第24条 職員は、町民との信頼関係を深め、法令等を遵守し、公正で適正に職務を遂行する責務を有します。</p> <p>2 略</p> <p>(個人情報保護) 第31条 執行機関は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供や管理等について、適切な措置を取ります。</p> <p>2 略</p> <p>(広域連携) 第32条 執行機関は、他自治体と広域的な連携を積極的に進め、相互に協力して、効率的なまちづくりを推進します。</p> <p>2 執行機関は、各分野における様々な取り組みを通じて、町外の人々との人的交流を図り、まちづくりを推進します。</p>

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 白老町自治基本条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 白老町墓園条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第7、議案第5号 白老町墓園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） それでは、議5―1をお開きください。議案第5号 白老町墓園条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町墓園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年9月8日提出。白老町長。

次の5―2をお開きください。附則でございます。この条例は、平成29年10月1日から施行する。

次のページ、議案説明でございます。白老霊園については、昭和48年度より造成及び墓所整備を行い、昭和51年度より供用を開始し、その後区画増設を経て、これまで1,528区画を供用してきたところである。近年は、社会情勢や価値観の変化に伴い、埋蔵形式が多様化している傾向にあるとともに、個人墓の管理等に困難を抱えている方もふえている状況にあることを鑑み、白老霊園に新たに共同墓を設置すべく、その使用許可の要件及び使用料等について必要事項を定めるため、本条例の一部を改正するものである。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

12番、松田謙吾議員。

○12番（松田謙吾君） 誰もないようだから、一言だけ。この共同墓は、来るべき時代になったからこうなったのだと思いますが、先般議長が申し上げておりましたが、白老の供養がなくなった。私も議長でありましたから、何度かご案内のとおり行って、全町のお寺の住職がみんな

な集まって、そして先祖、先輩方も含めた無縁仏に供養する姿。大事なことは、白老の歴史が1856年ですから、開基162年になります。これからも無縁仏というものはふえてくるのです。これからまた100年もすれば、今共同墓に入れる焼骨もみんな無縁仏になるのです。核家族の中で家族が少ない。こうなってくるとみんな無縁仏になる。ですから、1年に1回の供養というものは、先祖、先輩方に、先祖の方々に生きている者が供養をささげてあげる。確かに白老には4つのお寺がありますから、それなりのお布施も必要なのかもしれないけれども、どんなことで無縁仏の供養をやめたのかわかりませんが、特に町長は葬儀屋もやっておりますよね、こういうことからいくと、こういうことにはもう少し気を引き締めて、気をまげて、温かい心で葬るといふか、供養してあげるといふのが私は今生きている者の務めだと、こう思うのです。ですから、私はぜひこれを復活していただきたい。

それから、もう一つ、今回この条例をつくるのですが、9,000円という金額が出ていますが、どんなことが9,000円の根拠になったのか。確かに三百六十何万円で作りますから、割れば9,000円になります。これでは供養も何もできるものではないです。結局また誰か人がかわると、金がかかるからやめようということになる。今と同じようなことになる。供養してあげるならば、今幾ら核家族といっても、ここに書いてありますよね、困難を抱えてと言っているのですが、自分の先祖、自分の身内の方は、どんな困難を抱えても線香代ぐらいはあると思うのです。ですから、この9,000円のほかにきちっとした管理、永遠に管理するわけですから、つながっていくわけですから、こういうものをもう少しいただくぐらいのことをして、もっと丁寧に供養してあげるぐらいのお気持ちが必要でないかなと思うのですが、町長、どんな考え持っておりますか。

それから、共同墓に入れる料金を9,000円と決めたのは、ただ工事費のみで、これからの維持管理といふか、これから供養もしなければならぬ。こういうものをどのように考えているのかお聞きしておきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） それでは、今回の使用料9,000円の根拠でございますが、こちらのほうは議案説明の資料のほうでご説明させていただきましたが、建設費に年間の管理料、これには実際には草刈り代のみといたしますか、そういった維持管理の部分を計上して、割り返して9,000円ということで計算をさせていただいております。それと、今回の合同墓のあり方といたしますか、供養のあり方についてでございますが、こちらについては慰霊祭といたしますか、例えば納骨堂に今あります無縁仏の供養祭につきましては、先日答弁させていただいたとおり、前向きに今後検討させていただきたいというふうに考えてございます。それと、合同墓につきましては、この近隣、苫小牧市は3月ですか、それから室蘭市も今回10月から供用開始をするのですが、合同墓につきましてはあくまでも基本的には町のほうで供養といたしますか、永代供養するという形ではなくて、そこに一緒に合葬させていただいて、それで個々人といたしますか、入れていただいた方の親族の方ですとか、そういった方々がおまつりをするといふか、お弔いをするというような形で考えておりますので、町のほうで特別永代供養という形では、管理のほうはさせていただきますが、特に永代供養等を行うというふうに今考えてございません

ので、その辺の管理料等も含まれていないということになります。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

○12番（松田謙吾君） 言っていることもわかるし、私もわかって言っているのです。どんな考えでやっているか。ただ、管理に困難を来す方々がここに多くまつられるのだらうと思います。だから、先ほども言ったように、核家族の時代に何年かすればその家族もいなくなるのです。間違いなくいなくなる。ですから、先祖、白老のまちを汗水垂らしてつくり上げてきた方々なのです。一部その方々も入るわけです。ですから、この方々はいなくなるのです。それこそ無縁仏になるのです。ですから、やっぱり1年に1度ぐらいいは、今までの供養復活ではないけれども、そのぐらいいのお気持ちを持ってまちはしてあげるべきです。このことで私は申し上げているのです。ですから、今永代供養にお寺におさめるのには何十万円ですよ。50万円とも70万円とも聞いております。ですから、恐らくこの共同墓に入れる方々はこれからは随分いると思います。課長は先般、足りなくなったらふやせばいいと言っていましたよね。そういう問題でなく、小さければ小さいなりにいいのです。焼骨というのは、私もはっきりはわかりませんが、自分の先祖の墓を見ても、入れた骨はずんずん消えているのです。消えて、土になってなくなっている。私のおやじのももう45年たって、見るのだけれども。ですから、どんどん、どんどん下に沈んで、粉になってなくなっていくと思うから、そんなにそんなに足りなければ足すようなものではないとは思いますが、1年に1度ぐらいい、これからそういう方々がふえるのであればなおさら、1年に1度ぐらいい丁寧な供養をしてあげていただきたい。こういうお願いをするわけです。

○議長（山本浩平君） 共同墓の供養祭についての考え方であります。

戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 無縁仏さんの供養の件については、松田議員おっしゃるとおりでございます。先般議長にもご指摘をいただいたとおりでございます。本当に反省しなければならぬと私も思っていますし、いろんな意味で白老に縁があった無縁さんでございますので、きちんと来年度からやりたいというふうに思っております。

合同墓のほうも松田議員おっしゃるとおりで、きちんと大切にしたいという気持ちと、金額についてはいろいろ、それが安いのか、高いかというのはあると思うのですが、永代供養については本当に高額なものから、安いものから、地域によってばらばらです。最低限9,000円ぐらいいをもらって、草刈りとか、それこそ供養とかができるような形で見守っていければいいなというふうに思っておりますし、これは本当におっしゃるとおり、核家族化、もしくは宗教に対する考え方が多様化になってきまして、この需要は伸びてくるというふうに私も思っていますので、とりあえずことしから始めさせていただいて、また数年後にはいろんな形が変わるかもしれないですし、それがもっとふえるかもしれませんので、そのときにまた状況を考えて進めたいというふうに思っております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 今の松田議員の話は、もっともだと思います。町長答弁ありましたので、ぜひそうやっていただきたい。

それで、事務的なことで伺っていきたいと思います。第7条の2項の2号かな、本町以外に住所を有する者で、本町に住所を有したことがある死亡者の焼骨を埋蔵しようとするもの。これの白老にいたということを証明する手続、許可あるいは証明書の発行等々、これはどうなるのか。これは、一つの規定を設けておかないと、庁内の手続が行われぬ可能性があるのではないかなということです。要綱とか何かを別途定めるといことは書いていませんから。

それと、9条、使用権の承継、今松田議員も若干無縁の部分を行っていますけれども、この手続が承継をされなかったら結果的に無縁仏になるということですよ。この辺の整理はどうなってくるのか。

○議長（山本浩平君） 山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 7条の住所の確認でございますが、こちらについては、白老町におられた期間等については住基等のほうで確認をするような形になるかと思えます。

それからあと、使用権の継承につきましては、基本的に代理人という形で選定いただくという形になりますけれども、もしそれがどなたもいらっしゃらないという場合には法律的に、今生前受け付けていることではなくて、死後に例えばひとり暮らしの方が入れたいという方についても、代理人の方といいますか、法律的に弁護士の方とか司法書士の方を立てていただいて、おひとり暮らしの方が亡くなった場合、その方が代理人といいますか、かわりに管理といいますか、入れていただけるという状況になりますので、同じような形で、もしどうしてもそういった方がいらっしゃらない場合については、法律家といいますか、そういった方を立てていただくような形になってくるかなと思えます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 7条の部分、住基云々と言うけれども、私が言っているのは、担当課長は今条例をつくっているからそう思うけれども、事務的にちゃんとルールにのってできるような方法になっているのですかということです。住基あるいはマイナンバー制度、白老に戸籍があった人はさかのぼっていけるけれども、なくて転入してきてぱっといなくなったときに、3カ月か何カ月、そういう部分だったことになるわけでしょう。そういうことをちゃんと規則か要綱で整理をして、職員が皆さん共通認識をして、横の連絡もちゃんととれるようにしておかないとだめでしょうということですよ、ただつくっても。それは、うちの例規の中に要綱でも入ることになっているから、誰が見てもそういうことがちゃんとわかるように。これの証明をもらうときに料金だってもらうわけでしょう、戸籍で、有料にするのかどうかわからぬけれども、そこまで詰めているのかということです。

それと、継承の問題はるる言いましたけれども、1回届けるけれども、2回以降来なかったら没ですよ。絶対にこれはあり得ます。仮に息子がいるといたって、息子は白老以外にいて、行方がわからなかったとか、連絡しても私知りませんとなったとき。この条例をつくるときに全部そういうことを整理されて上がってきていると思うので、その辺を具体的にわかるようにもうちょっと説明してもらえませんか。

○議長（山本浩平君） 山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 7条の関係でございますが、先ほど答弁のほうがちょっと漏

れまして、規則は別に定めるということで、今総務課のほうに審査を出して、その中で整理をして、事務的にどのように進めていくかということについては別に規則を定めて、それで運用していくという形になります。

それと、先ほどの使用権の継承の関係でございますが、確かに先ほど法律家といいますか、町内の代理人を立ててとかというお話もさせていただきましたが、代理人、もしくは法律的に法律家をお願いをするというふうにお話し申し上げましたが、例えば町外にいらして全く連絡がつかなくなったしまった場合、やはり無縁といいますか、最初に共同墓に入ったけれども、その後は無縁になってしまうというケースがないとは言えないというふうには、議員おっしゃるようにそういったケースは今後出てくる可能性はあるかなというふうに思っております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 7条については規定をつくるということになっていきますから、言ったことについて十分中で精査して、必要だと思います。

それと、9条、今課長が言っているのだけれども、法律家云々、あるいは第三者を立てると言うけれども、この条例の第9条の使用権の承継からいけば、法的にそれだけの拘束力があるものなのですか。そこまで言うのであれば、この条例が上位法律とか何かに拘束力が出ますかということですか。運用上の話だけしているのかどうか。

それと、先ほど松田議員も話したけれども、今課長も答弁あったけれども、こっちに共同墓がありますと、隣に無縁墓があると。共同墓に入った人も今言ったように無縁になる可能性がありますよね。そのときのお参りというのかな、そういうのはどういうふうな整理されてくるのかなと思うのだけれども、どうなのですか。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前10時59分

○議長（山本浩平君） 再開いたします。

山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 大変申しわけございません。こちら私、先ほど共同墓の話で継承の関係、9条の関係でございますけれども、継承については、これは共同墓の関係で今回条例の改正をさせていただいて、それで個人墓というのもそのほかでございます。それで、共同墓があって、今回共同墓の条例改正をする中で、個人墓のほうの文言の整理といいますか、そういった部分が出てきたものですから、この継承というものは個人墓に関係する9条です。これは、個人墓の継承について入っている部分になりまして、共同墓というのはそのときに入れて、入れたまま、特に継承というのではなく、入れた状態でずっと永続的に共同墓に入った状態で管理させていただくということになりますので、ちょっと答弁のほうで誤りで申しわけなかったのですが、共同墓の継承というのではないという形になります。個人墓は、墓所といいますか、土地を使用許可を出してお貸しするというので、それは例えば使用許可をもらっている方が亡くなったら継承していきますけれども、共同墓は入れたまま、その状態でという形に

なりますので、その継承の部分は共同墓には当てはまらないということでご理解いただきたいと思ひます。

○議長（山本浩平君） あと、将来的に無縁仏になった場合はどうなのかという質問もあったので、そこはそうなったときの考え方しかできないとは思ひますが、一応質問としてはそういう質問だったので、その辺についてのコメントをお願いしたいと思ひます。

山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 先ほども申し上げましたけれども、継承というのはございませぬが、実際に入れて、入れたときにはどなたかお参りする方がいらっしやっても、将来的になればやはり無縁仏になっていく可能性というのは当然ございませぬ。そうなりますと、先ほど来町長からも、無縁仏の供養祭という形になりますので、結局無縁仏の方について供養させていただくということになりますので、納骨堂に入っているのか共同墓に入っているのかは別にしましても、無縁仏の方に対しての供養をさせていただくという部分の考え方でいへば、一緒にやるという考え方も、それは分離するということはできないと思ひますので、あくまでも無縁仏供養祭という形で、入っている場所は別にしても、将来的にといひますか、そういったことは考え得るのかなというふうに考えてございませぬ。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑ございませぬ方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めませぬ。

これをもって質疑を終結いたしましませぬ。

これより討論に入ります。討論はありませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めませぬ。

これをもって討論を終結いたしましませぬ。

採決いたしましませぬ。

議案第5号 白老町墓園条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願ひませぬ。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されましませぬ。

◎議案第6号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

○議長（山本浩平君） 日程第8、議案第6号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題に供しましませぬ。

提案の説明を求めませぬ。

岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 議6—1をお開きください。議案第6号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

平成29年9月8日提出。白老町長。

改正規定の朗読は省略いたします。

一番下になります。附則であります。附則、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

次のページです。議案説明です。平成29年6月1日付、西胆振消防組合が処理をする事務の追加による名称の変更及び平成29年8月1日付、江差町ほか2町学校給食組合を構成する3町のうち1町の脱退による名称の変更に伴い、本規約別表第1及び別表第2を改めることについて、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

○議長（山本浩平君） 日程第9、議案第7号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 議案第7号です。北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変

更する。

平成29年9月8日提出。白老町長。

改正規定は省略いたします。

附則、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

次のページです。議案説明です。平成29年6月1日付、西胆振消防組合が処理をする事務の追加による名称の変更及び平成29年8月1日付、江差町ほか2町学校給食組合を構成する3町のうち1町の脱退による名称の変更に伴い、本規約別表を改めることについて、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくお願いいたします。

北海道市町村職員退職手当組合格約新旧対照表

改正前		改正後	
別表 組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合 (1) 市町村 (略) (2) 一部事務組合及び広域連合		別表 組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合 (1) 市町村 (略) (2) 一部事務組合及び広域連合	
区 分	一部事務組合及び広域連合	区 分	一部事務組合及び広域連合
石狩管内及び渡島管内	(略)	石狩管内及び渡島管内	(略)
檜山管内	北部桧山衛生センター組合、南部桧山衛生処理組合、 <u>江差町ほか2町学校給食組合</u> 、檜山広域行政組合	檜山管内	北部桧山衛生センター組合、南部桧山衛生処理組合、 <u>江差町・上ノ国町学校給食組合</u> 、檜山広域行政組合
後志管内～オホーツク管内	(略)	後志管内～オホーツク管内	(略)
胆振管内	<u>西胆振消防組合</u> 、胆振東部消防組合、安平・厚真行政事務組合、胆振東部日高西部衛生組合	胆振管内	<u>西胆振行政事務組合</u> 、胆振東部消防組合、安平・厚真行政事務組合、胆振東部日高西部衛生組合
日高管内～	(略)	日高管内～	(略)

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第7号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について、原案のとおり決定するこ

とに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の
変更について

○議長（山本浩平君） 日程第10、議案第8号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約
の変更についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 議案第8号です。北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の
変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約を次の
とおり変更する。

平成29年9月8日提出。白老町長。

一番最後、附則です。この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の
日から施行する。

次のページです。議案説明です。平成29年6月1日付、西胆振消防組合が処理をする事務の
追加による名称の変更及び平成29年8月1日付、江差町ほか2町学校給食組合を構成する3町
のうち1町の脱退による名称の変更に伴い、本規約別表第1を改めることについて、地方自治
法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくお願いたします。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約新旧対照表

改 正 前	改 正 後
別表第1 (略) 士別地方消防事務組合 <u>西胆振消防組合</u> 安平・厚真行政事務組合 (略) 桂沢水道企業団 <u>江差町ほか2町学校給食組合</u> 檜山広域行政組合 (略)	別表第1 (略) 士別地方消防事務組合 <u>西胆振行政事務組合</u> 安平・厚真行政事務組合 (略) 桂沢水道企業団 <u>江差町・上ノ国町学校給食組合</u> 檜山広域行政組合 (略)

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第8号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号 町道路線の認定について

○議長（山本浩平君） 日程第11、議案第10号 町道路線の認定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

小関建設課長。

○建設課長（小関雄司君） 議10—1でございます。議案第10号 町道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、次のとおり路線を認定するものとする。

平成29年9月8日提出。白老町長。

路線番号、B—16、路線名、末広東町通り、起点、白老町末広町1丁目1000番57地先、終点、白老町東町1丁目1000番48地先。

次のページでございます。議案説明でございます。これまで町所有の構造物として管理してきたが、末広1丁目通りから東町1丁目1000番48地先に通じる路線として町道管理をするため、認定するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第10号 町道路線の認定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

ます。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号 白老町教育委員会委員の選任につき同意を求め
ることについて

○議長（山本浩平君） 日程第12、議案第11号 白老町教育委員会委員の選任につき同意を求め
ることについてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 本日お配りしました議案第11号でございます。白老町教育委員会委員
の選任につき同意を求めることについて。

白老町教育委員会委員に次の者を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法
律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

平成29年9月22日提出。白老町長。

記の欄でございます。住所、白老郡白老町字萩野338番地111、氏名、松本功、生年月日、昭
和35年11月30日生まれ、56歳です。

続きまして、議11—2、履歴調書ですが、記載の学歴、職歴及び民間団体歴については朗読
を省略させていただきます。

なお、公職歴の中で、平成17年10月から今回提案してございます白老町教育委員会の委員に
なっております。

続きまして、議11—4、議案説明でございます。白老町教育委員会委員の選任につき同意を
求めることについて。

白老町教育委員会委員として、松本功氏を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に
関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（山本浩平君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決いたします。

議案第11号 白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり
同意することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎報告第6号 例月出納検査の結果報告について

○議長（山本浩平君） 日程第13、報告第6号 例月出納検査の結果報告についてを議題に供します。

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果を同条第3項の規定により、監査委員から報告がありました。

議案の朗読は省略いたします。

この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 報告第6号は、これをもって報告済みといたします。

◎報告第7号 教育行政事業執行状況報告書（平成28年度対象）の提出について

○議長（山本浩平君） 日程第14、報告第7号 教育行政事業執行状況報告書（平成28年度対象）の提出についてを議題に供します。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行った結果を教育委員会教育長から報告がありました。

議案の朗読は省略いたします。

この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 報告第7号は、これをもって報告済みといたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時25分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

◎特別委員会の審査結果報告について（決算審査特別委員会）

○議長（山本浩平君） 日程第15、認定第1号 平成28年度白老町各会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成28年度白老町水道事業会計決算認定について、認定第3号 平成28年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について、報告第1号 平成28年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について、報告第2号 平成28年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について、報告第3号 平成28年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について、以上6議案を一括議題に供します。

本件については、9月14日に決算審査特別委員会に審査付託いたしました。その審査結果

の報告書が提出されております。

委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会小西秀延委員長。

〔決算審査特別委員会委員長 小西秀延君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（小西秀延君） 決算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された次の議案について、その審査結果を白老町議会委員会規則第21条の規定により報告します。

記、1、付託議案。

(1)、認定第1号 平成28年度白老町各会計歳入歳出決算認定について。

(2)、認定第2号 平成28年度白老町水道事業会計決算認定について。

(3)、認定第3号 平成28年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について。

(4)、報告第1号 平成28年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について。

(5)、報告第2号 平成28年度白老町水道会計決算に関する附属書類の提出について。

(6)、報告第3号 平成28年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について。

2、審査の経過。

平成29年9月12日再開の白老議会定例会9月会議において、本委員会に付託されたので、9月19日、20日及び21日の3日間にわたり委員会を開催した。その結果は次のとおりである。

3、審査の結果。

(1)、認定第1号 平成28年度白老町各会計歳入歳出決算認定について。

①、平成28年度白老町一般会計歳入歳出決算。

②、平成28年度白老町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算。

③、平成28年度白老町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算。

④、平成28年度白老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算。

⑤、平成28年度白老町学校給食特別会計歳入歳出決算。

⑥、平成28年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計歳入歳出決算。

⑦、平成28年度白老町墓園造成事業特別会計歳入歳出決算。

⑧、平成28年度白老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算。

⑨、平成28年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算。

⑩、平成28年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算。

いずれも、認定すべきものと決定。

(2)、認定第2号 平成28年度白老町水道事業会計決算認定について。

認定すべきものと決定。

(3)、認定第3号 平成28年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について。

認定すべきものと決定。

(4)、報告第1号 平成28年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について。

て。

報告済みとすべきものと決定。

(5)、報告第2号 平成28年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について。
報告済みとすべきものと決定

(6)、報告第3号 平成28年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について。

報告済みとすべきものと決定。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） ただいま決算審査特別委員会委員長から報告がされました。

この委員会報告について何か質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

次に、議案ごとに順次討論、採決を行うわけでございますが、この際お諮りいたします。既に決算審査特別委員会において議案ごとに討論を行っておりますので、討論を省略し、直ちに議案ごとの採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取り扱いをさせていただきます。

認定第1号 平成28年度白老町各会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（山本浩平君） 反対、7番、森哲也議員、8番、大淵紀夫議員、2名。賛成11名。

よって、認定第1号は委員長報告のとおり決定いたしました。

認定第2号 平成28年度白老町水道事業会計決算認定について採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、認定第2号は委員長報告のとおり決定いたしました。

認定第3号 平成28年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、認定第3号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、報告第1号 平成28年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について、報告第2号 平成28年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について、報告第3号 平成28年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について、以

上、3件を一括採決いたします。

お諮りいたします。報告第1号、報告第2号及び報告第3号について委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第1号、報告第2号及び報告第3号は一括して委員長報告のとおり決定いたしました。

◎承認第1号 議員の派遣承認について

○議長（山本浩平君） 日程第16、承認第1号 議員の派遣承認についてを議題に供します。

本件につきましては、別紙のとおり、議員行政視察等が予定されております。

承認第1号 議員の派遣承認については、別紙のとおり派遣いたしたいと思っております。

なお、日程の変更等細部の取り扱いについては、あらかじめ議長に一任願いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 議員の派遣承認については別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎意見書案第7号 J R 北海道の鉄道維持・存続に対して国の支援拡充を求める意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第17、意見書案第7号 J R 北海道の鉄道維持・存続に対して国の支援拡充を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 意見書案第7号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

J R 北海道の鉄道維持・存続に対して国の支援拡充を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

J R 北海道の鉄道維持・存続に対して国の支援拡充を求める意見書（案）

J R 北海道は2016年11月18日、「J R 単独では維持困難な線区」として、10路線・13区間（1,237キロ）をあげて、廃線・バス転換もしくは沿線自治体の負担が伴う「上下分離方式」などを軸に、2019年度末をめどに結論を出したいと沿線自治体との協議を迫っている。

北海道のJ R 路線は、通勤・通学・通院などの移動手段として地域住民の生活を支えるとともに、地域間の人々の交流や産業や観光振興による地域の活性化、地方創生に向けた取り組みにおいても、極めて重要な社会資本である。さらに、北海道にとって農産物などの大量輸送に欠

かせない物流の大動脈として北海道経済にとってなくてはならない存在である。

J R北海道が「単独では維持困難」とした路線の沿線55市町村（回答は53市町村）のうち、6割以上が「容認できない」とし、道民世論の8割が、国が責任をもって財政支援すべきと考えている。

そもそも、J R北海道の経営が困難になった最大の原因は、国鉄の分割民営化時に設立した経営安定基金の利回り運用が低くなったことにある。財政支援策を求める道民や自治体はもとより、経済界からも、現在のJ R北海道に対する経営安定基金などの見直しを求める声が上がっている。

北海道にとっての公共交通機関として、J Rは必要不可欠なものであり、地域住民や沿線自治体の声を踏まえて、国及び政府に、J R北海道の路線維持・存続に向けて、国として最大限の支援をすることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第7号 J R北海道の鉄道維持・存続に対して国の支援拡充を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（山本浩平君） 反対、11番、西田祐子議員、12番、松田謙吾議員、2名。賛成が11名。

よって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎常任委員会所管事務調査の報告について

○議長（山本浩平君） 日程第18、常任委員会の所管事務調査について調査結果の報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員会小西秀延委員長。

〔総務文教常任委員会委員長 小西秀延君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（小西秀延君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項、史跡白老仙台藩陣屋跡の現状と今後のあり方について。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職・氏名、6、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。

7、調査結果。

(1)、史跡白老仙台藩陣屋跡の現状と今後のあり方について。

本委員会は、史跡白老仙台藩陣屋跡の現状と今後のあり方について、現地調査を行い、担当課から説明を受けて、現状と課題を把握し、今後のあり方を検討する所管事務調査を終了したので、その内容を次のとおり報告するものである。

【現状】

①、仙台藩白老元陣屋資料館の現状。

仙台藩白老元陣屋資料館は、昭和59年10月11日に町制施行30周年記念事業の一環として開館した。構造は鉄筋コンクリートづくり平家建て、延べ床面積696.2平方メートルで展示室420.0平方メートル、特別展示室78.0平方メートル、収蔵室19.5平方メートル、ホール94.5平方メートル、事務室27.2平方メートルほかで配置されている。

主な資料館事業としては、資料収集、展示会開催、見学対応、講演会開催、発信事業、連携事業、文化財指定、調整・調査・研究事業などである。

関連・協力団体としては、仙台藩白老元陣屋資料館友の会や白老地域文化研究会があり、連携団体としては、一般財団法人アイヌ民族博物館、虎杖浜越後踊り保存会、白老民俗芸能保存会がある。

開館以来の入館者数は、昭和59年10月からの半年間で5,454人、昭和60年度には1万2,232人で、平成28年度までの32年間で26万7,702人、1年間の平均入館者数は8,366人である。なお、平成29年度から町民の入館料を無料にして開放している。

②、史跡白老仙台藩陣屋跡の現状。

史跡白老仙台藩陣屋跡は今から161年前の安政3（1856）年、幕命により蝦夷地へ派遣された仙台藩士が白老に構築したとりで跡で、慶応4（1868）年の戊辰戦争勃発までの12年間にわたり、ロシアの南下等、西欧列強の進出に備えて警備の任に当たった跡である。

終戦後、昭和41（1966）年3月3日の文化財保護委員会告示により、9万平方メートルが国の史跡に指定されて以降、「内曲輪」及び「外曲輪」を含む35万平方メートルが平成7（1995）年までに定められた。

本町では国庫補助及び道補助を活用しながら、第1次環境整備事業（昭和44年から平成7年）並びに公有化事業（昭和45年から平成8年）を実施し、復元または復元的整備を進めるなど活用環境の充実に努めてきた。

現在の史跡の土地所有者と面積は、国有地10万5,296.54平方メートル、町有地18万9,335.40平方メートル、民有地5万7,665.48平方メートルになっている。

【課題】

①、施設・設備等の課題。

平成7年の第1次環境整備事業後は、大規模な改修等を行っていないこと。また、昭和59年に開設して33年が経過していることなどから、資料館の狭隘や老朽化、また、資料管理に必要な空調設備がないこと。さらには史跡の土墨や復元物の老朽化が目立っている。

②、受け入れ体制等の課題。

2020年の象徴空間開設に向けて、増加する入館者等の受け入れや保存活用事業の対応等に組織体制や人員体制の検討が求められる。

どのように入館者に対応し、その入館者に対して適切な情報を伝えるための設備や機能の充実が求められる。

③、人材育成の課題。

現在、資料館の解説などを主に友の会（7名）で賄っているが、会員の高齢化や入館者の増加などの対応のため、早急に解説員等の人材育成が求められる。

また、史跡の保全や行事の運営など関連団体の維持や郷土史研究などの充実も求められる。

④、史跡や文化財の課題。

史跡白老仙台藩陣屋跡は町ばかりではなく、北海道や国にとっても重要な財産である。このことから、しっかりとした史実に基づく整備や自然環境に適合する整備が求められるとともに、保存活用計画による整備推進については、町が一体となった体制づくりが求められる。

【委員会意見】

本委員会としては、仙台藩白老元陣屋資料館・陣屋跡の整備について、2020年の民族共生象徴空間の開設にあわせた短期的な取り組みと保存活用計画による中長期的な整備が必要であると考えられる。

①、短期的なあり方。

あと2年半に迫る民族共生象徴空間の開設に向けた対応が重要であることから、保存活用計画の策定・実施に並行して、次の項目に取り組むことを検討すべきである。

ア. 費用対効果を配慮した多言語対応（解説・案内、誘導サイン等）。

イ. 資料館内のWiFiの利用（活用、印刷等）。

ウ. アクセスの方法（移動手段、交通機関等）。

エ. 解説員等のボランティアの育成（有償化、研修）。

オ. 館内災害対応マニュアルの整備（安全、安心）。

②、中長期的なあり方。

貴重な財産として、中長期的な視点で、まちづくりや他の部署との連携も含めて、史跡のあり方や活用を十分に検討して取り組むべきである。

ア. 保存活用計画の策定・実施。

i. 教育委員会及び庁内の検討。 ii. 策定委員会の検討。 iii. 専門家の活用。

イ. 保存活用計画に基づく第2次環境整備事業の実施。

i. 実施項目の検討。 ii. 実施期間の検討。 iii. 補助金・財源の確保。

以上であります。

○議長（山本浩平君） 次に、産業厚生常任委員会広地紀彰委員長。

〔産業厚生常任委員会委員長 広地紀彰君登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長（広地紀彰君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

1、調査事項、漁業の現状と今後の振興について。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職・氏名、6、参考人として出席した者の職・氏名、7、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。

8、調査結果。

（1）、白老町水産業の概要。

本町では豊富な水産物に恵まれ、四季を通じてスケトウダラ刺し網漁業、秋サケ定期網漁業、カレイ刺し網漁業、ホッキガイ桁網漁業、エビかご漁業、カニかご漁業などが行われている。

特に主要魚種であるスケトウダラ、秋サケへの依存度が非常に高く、平成28年度では漁獲量で約73%、漁獲高で約55%に達している。

また、内水面漁業としてポロト湖のワカサギ漁、倶多楽湖のヒメマス漁の漁業権を漁組で所有している。

民間事業者の取り組みとしては、虎杖浜地区でのニジマス養殖、竹浦地区でのチョウザメ養殖などが行われている。

（2）、白老町の水産振興策。

①、資源管理型漁業の推進。

（ア）、良好な漁場の造成。

ホッキガイ漁における有害生物であるヒトデ駆除やホッキガイの生息環境に悪影響を及ぼしている空貝（からがい）駆除、漁具被害をもたらすサメ駆除など、資源保護や漁獲安定化に向けた対策を実施している。

また、近年オットセイの来遊が確認され、漁具被害や魚の来遊に影響を及ぼしていることから、被害額等を取りまとめた後、鳥獣被害防止計画に反映し白老町鳥獣被害防止対策協議会において対策を検討する予定である。

（イ）、漁獲制限の設定による資源保護・維持。

毛ガニ、スケトウダラ、ホッキガイなどについて禁漁期間、漁獲体長制限を実施しており、いぶり中央漁協では、魚種によっては北海道で定めている規格よりも厳しい自主制限を設けるなど、資源保護・維持に取り組んでいる。

（ウ）、漁具規制による資源保護。

スケトウダラ、ソウハチガレイ、毛ガニなどについて、網目サイズを設定することにより稚魚等の捕獲を防止し、資源保護に取り組んでいる。

（エ）、密漁対策。

各地区に密漁禁止の看板を設置するとともに、室蘭海上保安部と連携して密漁防止啓発活動を実施している。

②、栽培漁業の推進。

(ア)、ウニ・ナマコの種苗放流。

各地区における資源の安定化に向けた取り組みとして種苗放流を実施している。

ナマコの増殖試験放流については、平成22年度から平成27年度において漁業者みずから人工ふ化育成し中間育成施設において飼育後に放流を行ってきたが、漁業者負担が大きく追跡調査による採捕率も良好ではなかったことから、今年度から人工種苗を購入・放流し、以前の手法との比較、効果検証を行うこととしている。

ウニの種苗放流については、平成21年度から平成23年度までは町の補助事業として虎杖浜地区、白老地区で実施、補助事業終了後はいぶり中央漁協の自主財源で虎杖浜地区において継続実施している。また、白老地区においては自然繁殖が確認されている。

(イ)、サケのふ化放流事業。

サケの稚魚放流については、いぶり中央漁協が独自事業としてウヨロ川及びアヨロ川で実施している。

また、胆振管内さけ・ます増殖事業協会がメップ川ふ化場等において捕獲採卵からふ化放流まで一連の増殖事業に取り組んでいる。

(ウ)、マツカワ放流事業。

えりも以西栽培漁業振興推進協議会が主体となり、平成18年度よりマツカワ放流事業を実施しており、例年、白老地区3万5,000尾、虎杖浜地区3万3,000尾を放流している。

(エ)、水産協調型人工リーフ。

北海道開発局が整備している人工リーフは、本来の海岸保全施設としての役割のほか、魚礁としての役割を果たしており、ウニ、ナマコを潜水器漁業により漁獲しているが、一部砂に埋没している箇所もあり、今後の整備、利用方法について北海道開発局、北海道栽培漁業振興公社と協議を行っている。

③、御経営の安定・向上。

(ア)、漁船・漁具の近代化支援。

近年、漁船の大型化やエンジンの高性能化などの漁家経営の近代化を支援するため、金融機関からの融資に対する利子補給を行っており、平成28年度の新規分8件を含む57件の利子補給を実施している。

(イ)、担い手づくり。

次代を担う人材の育成のため、いぶり中央漁協では青年部・女性部の組織強化及び研修事業への積極参加を奨励しているほか、各地域の小中学校に対する漁業に関する育成指導を展開している。

(ウ)、衛生管理体制の向上。

登別漁港の既存の製氷施設では需要に対して供給能力不足であり外部からも氷を購入していたことから、平成29年度に国の「水産業競争力強化施設整備緊急対策事業」を活用し、製氷・貯氷施設の整備を行う。

あわせて白老港においても登別漁港で製造された氷を供給するための砕氷施設を整備し、鮮度維持による衛生管理体制の向上と付加価値向上を図る。

④、漁港・漁業関連施設の整備。

(ア)、漁業関連施設の整備促進・衛生管理体制の向上。

平成27年度に国の「地方創生交付金(先行型)」を活用し、白老地区にプラスチック製魚箱500箱を導入したが、現在、屋外で保管しており直射日光の紫外線による劣化が懸念されることから、保管庫の建設に向け補助メニュー等の情報収集を行っている。

(イ)、登別漁港の整備促進。

登別漁港の整備促進については、平成14年度より着手し計画的に整備を行っており、本年度には静穏度の改善のため整備計画の一部変更を行った。

引き続き平成38年度まで整備計画に基づき、屋根つき岸壁、護岸改良、航路しゅんせつ、人工地盤整備、飛砂防止柵、駐車場整備などが予定されている。

(3)、当面の課題。

①、後継者・就業者不足問題。

現状としては、白老地区は順調に世代交代が行われているが、虎杖浜地区においては高齢化が進んでいる。また、乗組員も不足しており、労働力の確保が課題となっている。

新規漁業就業者確保の対策については、毎年2月と5月に札幌市で開催される「漁業就業フェア(北海道漁業就業センター主催)」に参加しており、就業希望者2組とのマッチングが成立した。また、今後における後継者・就業者に対する支援策の検討のため、胆振総合振興局、いぶり中央漁協、登別市、白老町で「担い手対策協議会」の設置を検討中である。

②、白老港漁港区。

白老港では、漁船の大型化に伴う狭隘化により岸壁への縦づけや二重係留などの対応をとらざるを得ず、作業効率の低下を招いている。

国の制度等の違いにより登別漁港と同様の整備を進めることができない状況であったが、平成29年度より補助制度が確立されたため、整備計画や手法などを関係機関と協議中である。

②、水産物の付加価値向上。

漁家経営の安定・向上に向けた方策の一つとして、平成13年度から「朝市・夕市」を開催している。開始当初は盛況だったもののスタートから10年以上が経過し徐々に売り上げは減少傾向にあることから、消費者ニーズを把握しながら新規の顧客獲得に向けた集客方法などを模索している。

また、ブランド化の取り組みとして、いぶり中央漁協において船上活締めラベル添付などを行っているが、仲買人や消費者の認知度が低く差別化が図られていないことから、今後の取り組み方法についての検討が必要である。

④、不漁対策。

近年、秋サケやスケトウダラ、毛ガニなどの不漁が相次いでいる。本町の主要魚種であるスケトウダラや秋サケが不漁となった場合には、水産加工業も含めた打撃が大きいことから、栽培・資源管理型漁業の推進や漁業専門員の配置検討、専門機関との連携強化など中長期的な視野に立った振興策の検討が必要である。

9、委員会の意見。

今後の水産業振興を考える上で、まず町として、人材、後継者確保の対策を支援することが重要である。いぶり中央漁協の実態把握では、白老地区では比較的后継者の存在も見受けられるが、漁業従事者不足は当町においても深刻である。外国人研修制度導入も考えられるが、制度による研修内容と現場の漁の実態との整合性に課題があるため、国内における担い手対策の制度活用や情報収集に努めるべきである。

第2に、近年における主要魚種不漁の原因追求と実態把握に努め、振興策を講じていくべきである。いぶり中央漁協によれば、ホッキやタコ類を除き、近年は不漁傾向が著しいとのことであった。海水温上昇などの要因が考えられるとしているが、水産試験場や北海道の関係部局との協議も踏まえ、さらなる追及と対策検討が求められる。また、高付加価値化による水揚げ金額確保への支援も重要である。先進地域に学び、地域ブランドの活用や朝市などの既存の直売事業の見直し、民間団体の直売イベントへの支援や連携を進めるべきである。いぶり中央漁協としても、特に2020年の象徴空間開設を見据えた直売機会の充実を求めており、時期を得た白老産水産物の直売機会を充実させるべきである。また、信頼できる漁業専門員の確保に努め、専門的な振興策を講じることも重要と捉える。

第3に、漁場・基盤整備を行い、安心して出漁・出荷ができる整備を進めるべきである。漁場整備としてサメ駆除など新規有害駆除対策に取り組んでいることは評価できるが、安定した水揚げ量を確保できる栽培漁業振興のため、種苗確保に努めるべきである。また、いぶり中央漁協は、密漁対策の強化、護岸での危険周知、岸壁補修、白老港漁港区の狭隘化対策を町に要望したいとしており、議会としても要望実現を訴えるものである。

近年のブリの水揚げ量の増など、海産物の傾向が明らかに異なってきているのが現実である。既存魚種への対応はもちろんのこと、こうした傾向を踏まえつつ、栽培漁業の充実や加工体制の強化を盛り込んだ水産振興のマスタープランの作成を進め、将来を見越した積極的な振興策を、漁業関係者との十分な協議の中で連携して進めていくべきである。

以上であります。

○議長（山本浩平君） 次に、広報広聴常任委員会氏家裕治委員長。

〔広報広聴常任委員会委員長 氏家裕治君登壇〕

○広報広聴常任委員会委員長（氏家裕治君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項、(1)、常任委員会、議会懇談会について。(2)、分科会、①、総務文教分科会、仙台藩白老元陣屋資料館友の会との懇談。(3)、小委員会、議会広報の発行及び広報広聴の調査・研究、議会懇談会について。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、職務のために出席した者の職・氏名、6、団体からの出席者は、記載のとおりです。

7、調査報告。

本委員会は所管事務調査として、議会広報の編集・発行及び広報広聴の調査・研究等が終了したことから、次のとおりその内容を報告する。

総務文教分科会は、仙台藩白老元陣屋資料館友の会との懇談を実施した。

なお、その内容については、別紙活動報告書のとおりである。

小委員会は、議会広報第160号の編集・発行、広報広聴の調査・研究及び議会懇談会に関する調査を行った。

広報広聴の調査・研究では、8月22日に札幌で開催された議会広報研修会に参加し、「議会がもっと身近になる広報紙づくりへ」の基本と編集技術を学ぶことができた。

どんなにすばらしい議事や議会活動もそれを住民が知らなければ、評価は、なきに等しいと認識しなければならない。

議事や諸活動が住民に伝わり、「情報共有」されるまでが、議会の仕事だとするならば議会広報の役割は重要である。

今回の研修会では、10町議会の広報紙のクリニックを通し、①、議事・議決機関としての説明責任が果たされているか、②、議会活性化と連携した広報になっているか、③、地域課題の共有、住民参加の広報が実践されているか、④、定例会以外の情報も充実しているか、⑤、住民の知りたいニーズに応じているか、⑥、進んで手にとり、読みたくなる工夫があるか等の視点で、「住民が読むもの」を念頭に（わかりやすく・読みやすく）、「伝える」広報から「伝わる」広報紙のあり方を学ぶことができた。工夫しなければならないことはたくさんあるが、議会関係者協力のもと、できることから前向きに取り組むことが大切である。

「議会広報」編集の基本姿勢として、「住民が読むもの」を念頭に、一般住民との間にある「情報格差」を考慮した企画・編集と、議会の活動を身近に感じる読者本位の編集（正確で簡潔・わかりやすい記事・正しい表記）が大切であることはもとより、読者の視覚を引きつける広報編集の必要性を強く感じたところである。

以上であります。

○議長（山本浩平君） ただいまそれぞれの常任委員会から報告がございましたが、この報告に対して何か質問がございましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それでは、これをもって報告済みといたします。

◎諸般の報告

○議長（山本浩平君） 日程第19、議長から諸般の報告をいたします。

休会中の各委員会における所管事務等の調査について報告いたします。各常任委員会の委員長から、委員会規則第17条の規定により、お手元に配付いたしました通知書のとおり休会中における所管事務等の調査の申し出がありました。各常任委員会においては、調査等よろしくお願いたします。

次に、皆様には要望書等2件を前もって配付しております。議会運営委員会で参考配付を決定した要望書等については、皆様に事前に配付しておりますが、それぞれ関係する団体等から提出され、いずれも重要事項の解決、要望を趣旨としたものであり、議員各位にはその趣旨を十分ご理解賜り、それぞれの立場でしかるべく措置をいただきたくお願いをいたします。

◎休会の議決

○議長（山本浩平君） 日程第20、休会についてお諮りいたします。

通年議会のため9月30日まで休会となっておりますが、この後休会日を変更して明日23日から明年1月5日までの105日間を休会といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、明日23日から明年1月5日までの105日間を休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 0時03分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 山 本 浩 平

署 名 議 員 森 哲 也

署 名 議 員 大 淵 紀 夫

署 名 議 員 及 川 保